

公益財団法人さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金  
交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業等事業再構築促進事業（以下「事業再構築補助金」という。）の申請に要する経費に対して、公益財団法人さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金（以下「再構築支援補助金」という。）を交付し、事業再構築補助金を申請しようとする者を支援することで、市内中小企業者の生産性の向上を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 再構築支援補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人にあっては、令和4年4月1日及び再構築支援補助金交付申請日時点において市内に本店等の所在地を置くこととする登記をしていること。
- (2) 個人にあっては、令和4年4月1日及び再構築支援補助金交付申請日時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による市の住民基本台帳の記録の届出をしており、かつ、市内に事業所を有していること。
- (3) 事業再構築補助金の補助対象者であること。
- (4) 事業再構築補助金の申請者であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 過去に同一事業において再構築支援補助金の交付をうけていないこと。
- (7) 申請者と支援者が同一対象でないこと。ただし、法人の場合にあっては、支援者が申請する法人に属さないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、再構築支援補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 第1号から前号までに掲げる者に準ずる者  
(補助対象)

第3条 再構築支援補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」とう。）は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第2項の認定経営革新等支援機関（以下「支援機関」という。）が行う、事業再構築補助金の申請支援業務に係る経費とする。ただし、事業計画の策定を含まない業務は、交付の対象としない。

2 再構築支援補助金の交付対象は、再構築支援補助金の公募開始以降に支援機関の有償支援を受けるものであって、再構築支援補助金の公募開始以降、令和5年2月までに事業再構築補助金の申請を行うものとする。

(支援補助金の額)

第4条 再構築支援補助金の額は、次の各号の事業再構築補助金の申請枠に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 通常枠／最低賃金枠／回復・再生応援枠／大規模賃金引上枠 上限50万円
- (2) グリーン成長枠／原油価格・物価高騰等緊急対策枠 上限75万円

2 前項で規定する再構築支援補助金の額は、次に掲げる計算式により得た額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 認定経営革新等支援機関に支払う額×1/2
- (2) 認定経営革新等支援機関に支払う額×2/3

(交付申請)

第5条 再構築支援補助金を受けようとする者は、理事長が別に定める日までに、さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に申請するものとする。

- (1) 法人にあつては市内に本店の登記をしていることを証する書類
- (2) 個人にあつては市の住民基本台帳の記録の届出をしていることを証する書類及び市内に事業所を有することを証する書類
- (3) 市税が納付されていることを証する書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 理事長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査したうえで、補助金の交付の可否を決定し、さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 理事長は、前条の申請を行った時期の早い者から順に、別に定める金額に達するまで、交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第7条 交付対象事業者は、理事長が別に定める日までに、さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金実績報告書（様式第3号）により理事長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

ただし事業再構築補助金に申請を行わなかった場合はこの限りではない。

- (1) 事業再構築補助金を申請したことがわかる書類（電子申請のハードコピー等）
- (2) 事業計画書
- (3) 支援機関と取り交わした補助対象経費に係る契約書等
- (4) 支援機関に対して補助対象経費が支払われたことを証する書類
- (5) 事業再構築補助金の申請類型がわかる書類（電子申請のハードコピー等）

(交付額の確定)

第8条 理事長は、前条第1項の報告書の提出があったときは、当該報告書の内容の審査をし、当該報告の内容が適当であると認めた場合は、支援補助金の交付額を確定し、さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金交付額確定通知書（様式第4号）により、交付対象事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた交付対象事業者は、さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金交付請求書（様式第5号）により、理事長に再構築支援補助金の交付を請求するものとする。

2 理事長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに再構築支援補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 理事長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取消しに係る部分の再構築支援補助金の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により、再構築支援補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。

（調査等）

第11条 理事長は、再構築支援補助金の交付を行った日から5年を経過するまでの間、交付対象事業者に対して調査を行い、又は報告を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

（宛先）理事長

法人名又は 商号名称			
代表者氏名	印		
所在地 又は住所			
担当者名		電話番号	

さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金交付申請書

公益財団法人さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請する事業再構築補助金の申請類型 (該当するものに○)	通常枠	最低賃金枠	回復・再生応援枠	大規模賃金引上枠
	グリーン成長枠		原油価格・物価高騰等緊急対策枠	
国の事業再構築補助金の申請予定額	円			
支援を受ける認定経営革新等支援機関の名称				
①認定経営革新等支援機関との契約（予定）金額 (税抜)	円			
②再構築支援補助金の交付申請額	円		グリーン成長枠及び原油価格・物価高騰等緊急対策枠は①の 2/3 それ以外は①の 1/2 を乗じた額	

（注）次の書類（写し可）を必ず添付してください。

- (1) 法人の場合
  - ・ 履歴事項全部証明書
  - ・ 法人市民税の納税証明書
- (2) 個人の場合
  - ・ 住民票の写し
  - ・ 市内に事業所を有することを証する書類
  - ・ 個人市民税の納税証明書の写し

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

理事長



## さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、公益財団法人さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

交付決定	交 付・不交付
認定経営革新等支援機関との契約(予定)金額	
交付決定額	円
不交付の場合の理由	

※交付決定額は、以下の計算式によって算出された額から千円未満の端数を切り捨てた額となります。

$(\text{国の補助対象経費} - \text{国の補助額} - \text{その他の補助金等}) \times \text{補助率} (1/2 \text{ 又は } 2/3)$

### 【連絡先】

(公財) さいたま市産業創造財団 事業企画課

電 話 048 (851) 6652

F A X 048 (851) 6653

メー ル アドレス saikouchiku@sozo-saitama.or.jp

（宛先）理事長

法人名又は 商号名称			
代表者氏名	印		
所在地 又は住所			
担当者名		電話番号	

さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金実績報告書

公益財団法人さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金について次のとおり報告します。

国の補助金の 申請日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 未申請
交付決定を受けた 再構築支援補助金の額	円	

※国の補助金に申請しなかった場合は未申請にチェックをつけてご提出ください

（注）次の書類（写し可）を必ず添付してください。

- (1) 事業再構築補助金を申請したことがわかる書類（電子申請のハードコピー等）
- (2) 事業計画書の写し
- (3) 補助対象経費に係る認定経営革新等支援機関との契約書等写し
- (4) 補助対象経費が支払われたことを証する領収書等の写し
- (5) 事業再構築補助金の申請類型がわかる書類（電子申請のハードコピー等）

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

理事長



### さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付決定等を行いました、公益財団法人さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

確定した再構築支援補助金の額	円
交付額を減額し、又は不交付とした場合の理由	

**【連絡先】**

(公財) さいたま市産業創造財団 事業企画課

電 話 048 (851) 6652

F A X 048 (851) 6653

メー ル  
アドレス saikouchiku@sozo-saitama.or.jp

（宛先）理事長

法人名又は 商号名称			
代表者氏名	印		
所在地 又は住所	<small>※法人の場合には記名に代表社印を押印してください。 個人の場合には、代表者の署名又は記名・押印してください。</small>		
担当者名		電話番号	

さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付額の確定を受けた公益財団法人さいたま市産業創造財団事業再構築補助金再構築支援補助金について、次のとおり請求します。

1 再構築支援補助金の交付確定額

円
---

2 支援補助金の振込先口座情報

ゆうちょ銀行	通帳記号					-	通帳番号						
	1				0								
その他の 金融機関	金融機関名						支店名						
	預金種目						口座番号						
	普通・当座												
(フリガナ) 口座名義人	.....												

（注）次の書類を必ず添付してください。

- (1)振込先口座のわかる通帳の写し